

丹波市から転出される方へ

☆ 転入届は、新しい住所に移られた日から14日以内に転入先の市区町村へ届け出てください。

※なお、正当な理由なく14日以内に届出しないときは、住民基本台帳法第52条第2項の規定により、5万円以下の過料に処せられる場合があります。

転入手続きに必要なもの

● 転出証明書（紛失した場合は、当市で再交付の手続きをしてください。）

※マイナンバーカード（個人番号カード）又は住基カード（住民基本台帳カード）を利用して転出された方へ

転入の手続きの際は必ず「マイナンバーカード又は住基カード」、「数字4ケタの暗証番号（住民基本台帳用）」が必要です。

また、マイナンバーカードを所持し、署名用電子証明書暗証番号（英数字6文字以上）を設定された方は、署名用電子証明書暗証番号も必要です。

カードが見当たらない場合は当市へ、暗証番号を忘れてしまった場合は転入先の市区町村へご相談ください。

● 届出人の印鑑

● 本人確認できる書類（運転免許証、パスポート等）

● 在留カード、特別永住者証明証（外国人の方のみ）

● 年金手帳又は基礎年金番号通知書（国民年金加入者のみ）

● 所得課税証明書（転入先の市区町村において、福祉医療等の申請に必要な場合があります。）

● 後期高齢者医療負担区分等証明書（県外へ転出される方で後期高齢者医療保険証または資格確認証をお持ちの方は、あらかじめ当市で交付を受けてください。）

● 介護保険受給資格証明書（要介護認定を受けられている方は、あらかじめ丹波市で交付を受けてください。）

☆ 転出の前日までに住民票が必要になった場合は、転出証明書（マイナンバーカード又は住基カードを利用して転出の届出をされた方はカード）をご持参ください。

☆ 転出を取り止める場合は、次の書類を持参し、転出取消の届出をしてください。

① 転出証明書（マイナンバーカード又は住基カード） ② 本人確認書類（運転免許証等） ③ 丹波市から交付したその他書類等

☆ 転出証明書を紛失した場合は、次の書類を持参し、又は郵送で再交付の手続きをしてください。

① 本人確認書類（運転免許証等） ② 手数料300円

☆ 転入先の住所が変更になった場合は、転入先の市区町村で変更後の住所を届出してください。

☆ 海外転出の届出をされた方が、帰国後転入の届出をされる場合は、次の書類を持参し転入先の市区町村で転入手続きをしてください。

① パスポート ② 戸籍謄・抄本 ③ 戸籍の附票 ④ マイナンバーカード

【 転出に伴う各種手続きについては、裏面をご覧ください 】

